**高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県県産材加工力強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条 県は、事業戦略の実践等による県内製材業の加工力強化、製材品の品質向上、県内製材業の安定した経営による雇用の維持・増進、原油高騰への対応及びグリーン化施策の推進を目的として、別表に定める補助事業者（以下「補助事業者」という。）が行う木材加工技術者等の育成、新たな製材品の開発及び経営改善に必要な取組並びに製材関連施設の導入に対して予算の範囲内で補助を行う。

（補助対象経費及び補助率等）

第３条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　規則第３条第１項及び第２項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第１号様式による補助金交付申請書によるものとし、補助事業者は、所管の林業事務所長（嶺北地域にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出しなければならない。なお、別表に掲げる加工力強化整備事業について、補助残融資として、林業・木材産業改善資金を利用するときは、林業・木材産業改善資金資格認定申請後に、補助金交付申請書を提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の規定による書類の提出に当たって、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書。以下「納税証明書」という。）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて提出しなければならない。なお、県税の納税義務がない者にあっては、その旨の申立書を添えて提出するものとする。ただし、高知県県産材加工力強化事業実施要領第３の３の規定に基づき、納税証明書を提出した場合は、この限りでない。

　　また、納税証明書の添付を省略する場合は、県税完納情報の提供に係る同意書を提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第５条　所長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(１)　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。

(２)　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(３)　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。

(４)　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(５)　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(６)　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(７)　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(８)　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(９)　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10)　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助の条件）

第６条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　補助金に係る法令、規則、要綱等を遵守するとともに、補助金等により取得した財産を使用し、森林関係法令等への違反行為、社会的影響等を勘案して不適切であると判断される行為を行ってはならないこと。

(２)　補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。また、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額、取得時期及び処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳を備え、かつ、必要な関係書類を保管しておかなければならないこととし、財産管理台帳は、実績報告書に添えて提出すること。

(３)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(４)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものに限る。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内（中古機械については、高知県県産材加工力強化事業実施要領　第２（２）イで算定した期間とする。）において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(５)　前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(６)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産が処分制限期間及び転用等制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなったときは、速やかに知事に協議し、その指示に従って、当該財産の取得に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。ただし、公用、公共用、天災地変その他やむを得ない事由のため、補助金の交付の目的を達することできなくなった場合は、知事に協議することができること。

(７)　補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(８)　補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(９)　補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(10)　県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

２　知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、若しくは補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件若しくは規則、この要綱等の規定若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したとき又は補助事業者が前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

（補助事業の変更等）

第７条　補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更承認を受けようとするときは、別記第２号様式による補助金計画変更承認申請書を所長に提出しなければならない。

２　前項の変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（１）　実施事業の廃止

（２）　補助事業ごとの補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

（３）　補助対象施設の仕様等の重要な部分に関する変更

（４）　完了予定期日の変更（交付金事業が予定の期間内に完了しない場合に限る。）

（実績報告等）

第８条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第３号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の３月31日のいずれか早い期日までに所長に提出しなければならない。

２　補助事業者は、第６条第１項第７号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、第６条第１項第７号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第１項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前条第１項の規定により減額の承認を受けた場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第４号様式による報告書により所長を経由して、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

（利用効果報告）

第９条　補助事業により導入した製材関連施設については、別記第５号様式による報告書により、補助事業の完了年度の翌年度から５年間（耐用年数期間が５年以内のものにあっては、耐用年数期間）の計画達成状況を、翌年度の５月末までに所長を経由して、知事に報告しなければならない。

　（補助金交付決定前の着手）

第10条　補助事業者は、補助金の交付の決定の前に補助事業に着手してはならない。ただし、別表に掲げる加工力強化整備事業について、第４条の補助金の交付の申請後にやむを得ない事由により補助金の交付の決定前に補助事業に着手する必要があると知事が認める場合であって、当該事由を具体的に明記した別記第６号様式による交付決定前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。

（繰越承認申請）

第11条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第７号様式による繰越承認申請書を提出し、所長の承認を受けなければならない。

２　所長は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、別記第８号様式による繰越承認通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

３　補助事業者は、第１項の規定により所長の承認を受けた場合は、別記第９号様式による年度終了報告書を翌年度の４月15日までに所長に提出しなければならない。

（グリーン購入）

第12条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第13条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（雑則）

第14条　この要綱に定める書類を、別表の事業区分「加工力強化推進事業」、「SCM推進事業」の実施に当たり提出する場合にあっては、別記様式中「高知県〇〇林業（振興）事務所長」を「高知県知事」に改め、「加工力強化推進事業」については所長を経由して、「SCM推進事業」については直接、高知県林業振興・環境部木材産業振興課に提出するものとする。

２　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成24年５月18日から施行する。

２　この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第８条第３項、第９条、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附　則

この要綱は、平成25年3月11日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

 この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和３年３月23日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和３年10月15日から施行する。

２　改正前の高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第４条の規定に基づいて補助金の交付の申請があった事業については、なお従前の例による。

附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和４年６月23日から施行する。

２　改正前の高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第４条の規定に基づいて補助金の交付の申請があった事業については、なお従前の例による。

附　則

　この要綱は、令和５年４月３日から施行する。

別表（第３条関係）

【事業区分：加工力強化推進事業】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象事業 | 費目 | 補助対象経費の内訳 | 補助率 | 補助事業者 |
| 事業戦略の策定・実践等による生産の効率化や品質の高い製材品の生産に必要な技術者の育成等に係る経費 | ・事業戦略の策定・実践について、専門家等からの指導・助言等を受けるための費用（注１） | 謝金 | 指導、助言等を受けるために招へいした専門家等への謝礼としての経費（注２） | ２分の１以内（国産材の加工量が50パーセント以下の製材業者については３分の１以内） | 県内製材事業者又はその他県内木材加工事業者、県内製材事業者が組織する団体 |
| 旅費 | 指導、助言等を受けるために招へいした専門家等への旅費としての経費（注３） |
| その他経費 | 指導、助言等を受けるために要した役務費、使用料及び賃借料、経営診断等に係る調査・分析費等 |
| ・目立て、木材加工技術の習得に対する研修（注４） | 人件費 | 研修を受講する従業員等（補助事業者（補助事業者が協会又は団体の場合は、協会又は団体の構成員とする。）と雇用関係が結ばれている者（経営者及び役員を含む。））の研修受講時間に対応する人件費（注５） | 県内製材事業者又はその他県内木材加工事業者、（一社）高知県木材協会、県内製材事業者が組織する団体、目立て事業者 |
| 旅費 | 研修を受講するための従業員等の旅費（県外で研修を受講する場合に限る。） |
| その他経費 | 研修に要する経費（研修負担金を除く。） |
| ・ＪＡＳ認定取得に係る費用 | 手数料 | ＪＡＳ製品生産に係る新規認定手数料 |

【事業区分：加工力強化整備事業】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象製材関連施設 | 補助率 | 補助事業者 |
| 加工力強化 | 事業戦略の実践等による製材業の加工力強化を図るために必要な製材関連施設の導入に係る経費 | 帯盤、丸盤、仕上機械、選別機、チッパー、集じん装置、剝皮施設、ツインバンドソー、ギャングリッパー、フォークリフト（エンジン式）（注６）、その他加工力強化を図るために必要な製材関連施設 | ２分の１以内（国産材の加工量が50パーセント以下の製材業者については、３分の１以内）※ただし、フォークリフト（エンジン式）については、３分の１以内（国産材の加工量が50パーセント以下の製材業者については、４分の１以内） | 県内製材事業者又はその他県内木材加工事業者、県内製材事業者が組織する団体 |
| 品質向上 | 事業戦略の実践等による製材品の品質向上を図るために必要な製材関連施設の導入に係る経費 | 木材乾燥機、防虫・防腐施設、木質資源利用ボイラー施設、モルダー、グレーディングマシーン、付加価値を高めるために必要な木材加工機、その他品質向上を図るために必要な製材関連施設 |
| グリーン化 | 原油高騰への対応及びグリーン化施策を推進するために必要な機械等の導入に係る経費 | ○機械等導入：電動フォークリフト(注８）、充電器○電気設備　：電動フォークリフトを導入するために必要な電気設備工事に要する経費 | ○機械等導入２分の１以内（補助上限額１台当たり350万円）○電気設備２分の１以内（補助上限額100万円）（国産材の加工量が50パーセント以下の製材業者については、３分の１以内） | 県内製材事業者又はその他県内木材加工事業者、木材関連団体 |

【事業区分：SCM推進事業】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 費目 | 補助対象経費の内訳 | 補助率 | 補助事業者 |
| 川上から川下までの事業者の連携によるサプライチェーンの構築の支援に係る経費 | 人件費 | 専門的知識・技術を有する者に対して実働に応じて支払う人件費（日額23,600円以内） | 定額 | 市町村、一般社団法人高知県木材協会 |
| 謝金 | 指導、助言等を受けるために招へいした専門家等への謝礼としての経費（注２） |
| 旅費 | 資料収集、各種調査、検討会、指導、専門家派遣等の実施に伴う旅費としての経費（注３） |
| その他経費 | 事業を実施するために必要となる消耗品費、印刷正本費等の需用費、通信運搬費等の役務費、事業の一部を第三者に委託するために必要となる委託費、使用料及び賃借料 |

(注)１　同一事業体への補助は３年を限度とする。

２　専門家等への謝金は１日当たりの補助対象経費の上限額を５万円とする。

３　旅費の算定に当たっては、県の旅費規程に基づき算定した金額を補助の上限額とする。なお、食費は対象外とする。

４　機械メーカー、研究機関、他事業体等の外部機関で受講する研修を補助対象とし、高度な技術や知識の習得が可能であると認められる

ものに限る。

５　人件費については、原則、研修を受講する従業員等の時間給額に研修時間を乗じて算出することとし、就業規則、給与規定、雇用契約書、研修日誌等により研修を受講する従業員等の人件費単価及び研修受講時間が確認できること。なお、会社役員及び個人事業の代表者の場合にあっては、時間給額の上限を1,600円とする。

また、断続的な研修も補助対象とし、この場合には通算時間により補助金を算定する。ただし、１日当たり４時間未満の研修は補助の対象としない。

６　フォークリフト（エンジン式）は、木材（丸太）を扱うために特別仕様（ヒンジ付き）が施されているものに限る。

７　中古機械を導入する場合は、機械代のほか、運搬、設置及び使用に必要な簡易なメンテナンス費用を経費に含めることができるものとす

る。

　　８　電動フォークリフトは、製材品（加工品）を扱うために特別仕様が施されているものを含む。

(補助の対象とならない経費)

(１)　国及び県の他の補助事業に採択された経費の残経費

　(２)　土地又は建物の取得費

(３)　既存施設の解体、取壊し又は撤去に要する経費

　(４)　既存施設の維持管理又は修繕に要する経費

　(５)　自力施工に要する経費

　(６)　トラック等汎用性の高い運搬用機械

　(７)　(１)から(６)までに掲げるもののほか、補助することが適当であると認められない経費

別記

第１号様式（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

　高知県○○林業（振興）事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 在 地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日　　　　　　　　　　　）

高知県県産材加工力強化事業費補助金交付申請書

　高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第４条の規定により、補助金　　　　円を交付されたく下記の関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業計画書（別紙１のとおり）

３　収支計画書（別紙２のとおり）

４　誓約書兼同意書（別紙３のとおり）

　５　事業着手予定年月日　　　　　 令和　　年　　月　　日

６　事業完了予定年月日 令和　　年　　月　　日

別紙１

高知県県産材加工力強化事業実施計画書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業内容 | 着手予定年月日 | 完了予定年月日 | 事業費（円） | 財　源　内　訳　（円） | 備　　考 |
| 県補助金 | 林業・木材産業改善資金 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　（注）　１　事業費が分かる資料を添えてください（既に提出している場合は、不要とします。）。

　　　　　２　「事業費」欄は、消費税込み額を記入し、「備考」欄に消費税額を記入してください。

　　　　　３　事業内容は、別表の事業区分の加工力強化推進事業及びSCM推進事業においては事業内容を記入し、加工力強化整備事業については「補助対象製材関連施設」の施設名を記入してください。

４　市町村から補助対象施設に対し補助がある場合は、「備考」欄に市町村事業の事業名及び補助金額を記入してください。

５　法人にあっては直近３年の決算書を、個人にあっては直近３年の青色申告決算書又は収支内訳書及び、県税事務所で発行する全税目の納税証明書（滞納がないことを証するもの）

を添付してください。

別紙２

収　支　計　画　書

１　収　入

 　　　　　 単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  　 区　　分 | 予　　算　　額 | 備　　　　　考 |  |
|  県補助金 |  |  |
| 林業・木材産業改善資金 |  |  |
| そ　の　他 |  |  |
|  計 |  |  |

２　支　出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 予　　算　　額 | 備　　　　考 |  |
| 研修費及び講習費 |  |  |
| 機　械　代 |  |  |
| メンテナンス費 |  |  |
| 運　搬　費 |  |  |
| そ　の　他 |  |  |
|  |  |  |
|  | 計 |  |  |  |

（注）　新規の機械を導入する場合は、「機械代」欄に工場への設置までに要する費用を合算し、一括して記入してください。

別紙３

誓約書兼同意書

私は、加工力強化事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること、関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金

　・農業改良資金貸付金償還金

　・林業・木材産業改善資金貸付金償還金

　・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　　様

所在地

（代表者・職）氏名（自署）

別紙４

県税完納情報の提供に係る同意書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　　　様

【申請者】

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　所（法人本社所在地） |  |
| フ リ ガ ナ |  |
| 氏　　　　名（法人名称及び代表者職氏名） |  |
| 電 話 番 号 |  |
| 生年月日（個人の場合） |  |

私は、下記のことに同意します。

記

（１）（補助金名）補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税および地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から（所属名）に県税の完納情報の提供を行うこと。

（２）（１）の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。

（３）県税の完納情報の提供に当たり、（所属名）の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

・法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。

・この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで１週間から４週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。

・県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。

・本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

第２号様式（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

　高知県○○林業（振興）事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高知県県産材加工力強化事業費補助金計画変更承認申請書

　令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　　第　　　号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第７条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の理由

２　補助金交付申請累計額　　　金　　　　　　　　　　円

　　　　 （今回増減額　　　　　金　　　　　　　　　　円　）

３　変更計画書（別紙１のとおり）

４　収支計画書（別紙２のとおり）

５　変更後の事業完了予定年月日　　　令和　　年　　　月　　　日

（注）　３及び４については、変更前と変更後との計画の内容が対比することができるよう変更前を上段に括弧書きで記入してください。

別紙１

高知県県産材加工力強化事業変更計画書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業内容 | 着手予定年月日 | 完了予定年月日 | 事業費（円） | 財　源　内　訳　（円） | 備　　考 |
| 県補助金 | 林業・木材産業改善資金 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　（注）　１　事業費が分かる資料を添えてください（既に提出している場合は、不要とします。）。

２　「事業費」欄は、消費税込み額を記入し、「備考」欄に消費税額を記入してください。

３　事業内容は、別表の事業区分の加工力強化推進事業及びSCM推進事業においては具体的な事業内容を記入し、加工力強化整備事業については

「補助対象製材関連施設」の施設名を記入してください。

４　市町村から補助対象施設に対し補助がある場合は、「備考」欄に市町村事業の事業名及び補助金額を記入してください。

５　変更前を上段に括弧書きで記入してください。

別紙２

収　支　計　画　書

１　収　入

 　　　　　 単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 予　　算　　額 | 備　　　　　考 |  |
|  県補助金 |  |  |
| 林業・木材産業改善資金 |  |  |
|  その他 |  |  |
|  計 |  |  |

２　支　出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 予　　算　　額 | 備　　　　考 |  |
| 研修費及び講習費 |  |  |
| 機　械　代 |  |  |
| メンテナンス費 |  |  |
| 運　搬　費 |  |  |
| そ　の　他 |  |  |
|  |  |  |
|  | 計 |  |  |  |

（注）　新規の機械を導入する場合は、「機械代」欄に工場への設置までに要する費用を合算し、一括して記入してください。

第３号様式（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

　高知県○○林業（振興）事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 所 在 地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高知県県産材加工力強化事業費補助金実績報告書

　令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　　第　　　号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第８条第１項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

１　事業実績報告書（別紙１のとおり）

２　収支精算書（別紙２のとおり）

３　事業完了年月日　　　令和　年　月　日

（注）　完成状況を確認することができる写真等を数枚添えてください。

別紙１

高知県県産材加工力強化事業実績報告書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業内容 | 着手年月日 | 完了年月日 | 事業費（円） | 財　源　内　訳　（円） | 備　　考 |
| 県補助金 | 林業・木材産業改善資金 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　（注）　１　「事業費」欄は、消費税込み額を記入し、「備考」欄に消費税額を記入してください。

　　　　　２　事業内容は、別表の事業区分の加工力強化推進事業及びSCM推進事業においては具体的な事業内容を記入し、加工力強化整備事業については

「補助対象製材関連施設」の施設名を記入してください。

３　市町村から補助対象施設に対し補助がある場合は、「備考」欄に市町村事業の事業名及び補助金額を記入してください。

別紙２

収　支　精　算　書

　１　収　入

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　　分 | 予　算 額（A） | 精　算　額（B） | 差引き増減額（B）-(A) | 備　考 |  |
|  県 補 助 金 |  |  |  |  |
| 林業・木材産業改善資金 |  |  |  |  |
|  そ　の　他 |  |  |  |  |
|  計 |  |  |  |  |

 ２　支　出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　　分 | 予　算 額（A） | 精　算　額（B） | 差引き増減額（B）-(A) | 備　考 |  |
| 研修費及び講習費 |  |  |  |  |
| 機　械　代 |  |  |  |  |
| メンテナンス費 |  |  |  |  |
| 運　搬　費 |  |  |  |  |
| そ　の　他 |  |  |  |  |
|  　　計 |  |  |  |  |

３　県補助金精算

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 補助金交付決　定　額 | 精算事業費総　　　額 | 補助率 | 精　　算補助金額（A） | 既 受 領補助金額(B) | 差引き補助金未受領額(A)-(B) |  |
|  |  |  |  |  |  |

第４号様式（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

　高知県○○林業（振興）事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 所 在 地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高知県県産材加工力強化事業費補助金に係る

消費税仕入控除税額等報告書

 令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　　第　　　号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第８条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額

　　 （令和　年　月　日付け高知県指令第　　号による補助金交付決定額）

 　　 　　　　　　　金　　　　　　　　　円

２　実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　 金 円

３　消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　 金 円

４　補助金返還相当額（３－２） 金　　　　　　　　　円

第５号様式（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

　高知県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 所 在 地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高知県県産材加工力強化事業費補助金に係る

製材関連施設の利用効果調査報告書

　令和　　年度に導入した下記製材関連施設について、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第９条の規定により、別紙のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 導　入　し　た　製　材　関　連　施　設　の 内　容 |  |
| 製材施設名 | 構造規格又は規模 | 数量 | 導入年月 | 取得価格 | 耐用年数 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

別紙（「加工力強化」・「品質向上」用）

製材関連施設の利用効果報告表

１　事業実績

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 内　容 | 計　画 | 実　績 |  |
|  従業員数 | 人 | 人 |  |
|  年間原木消費量  | ㎥ | ㎥ |
|  年間販売量（うち乾燥材） | 　　　　　　　　　　㎥（うち乾燥材　　　㎥）　　　 | 　　　　　　　　　㎥（うち乾燥材　　 ㎥） |
|  売上高 | 千円 | 千円 |

（注）｢計画｣欄は、事業計画書の５年目の計画数字を記入してください。

２　年度別利用実績

|  |  |
| --- | --- |
| 報告年度計画量（うち乾燥材） | 　　　　　　㎥（うち乾燥材　　　㎥） |

（注）実施計画協議書に添付した利用計画の当該年度の生産量を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 利　　　　用　　　　実　　　　績 |
| 令和　年度（導入後１年目） | 令和　年度（導入後２年目） | 令和　年度（導入後３年目） | 令和　年度（導入後４年目） | 令和　年度（導入後５年目） |
|  | 販売量（うち乾燥材） | 販売量（うち乾燥材） | 販売量（うち乾燥材） | 販売量（うち乾燥材） | 販売量（うち乾燥材） |
| ㎥（　　　　㎥） | ㎥（　　　　㎥） | ㎥（　　　　㎥） | ㎥（　　　　㎥） | ㎥（　　　　㎥） |

別紙（「グリーン化」用）

製材関連施設の利用効果報告表

１　稼働実績

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 内　容 | 計　画 | 実　績 |  |
|  稼働時間 | 時間/年 | 時間/年 |  |

２　年度別稼働実績

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和　年度（導入後１年目） | 令和　年度（導入後２年目） | 令和　年度（導入後３年目） | 令和　年度（導入後４年目） | 令和　年度（導入後５年目） |
| 稼働時間 | 時間/年 | 　　時間/年 | 　時間/年 | 　時間/年 | 時間/年 |

第６号様式（第10条関係）

令和　　年　　月　　日

　高知県○○林業（振興）事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 　補助事業者

令和　　年高知県県産材加工力強化事業交付決定前着手届

　高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

　１　メニュー（事業）

　２　事業種目又は事業内容

３　工種又は施設区分

４　事業費

５　着手予定年月日

６　しゅん工予定年月日

７　交付決定前の着手を必要とする理由

（別記条件）

１　補助金の交付決定を受けるまでの期間に天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は補助事業者が負担すること。

２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。

３　当該事業については、着手からの交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

第７号様式（第11条関係）

令和　　年　　月　　日

　高知県○○林業（振興）事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高知県県産材加工力強化事業費補助金繰越承認申請書

　令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　　第　　　号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、下記の理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第11条第１項の規定により、事業の繰越しを承認されたく申請します。

記

　１　補助金の繰越申請額　　　　　　　　　　円

２　繰越しの理由

３　事業期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更前 | 変更後 |
| 着手日 | 令和　　年　　月　　日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 完了予定日 | 令和　　年　　月　　日 | 令和　　年　　月　　日 |

第８号様式（第11条関係）

高知県指令　第　号

高知県県産材加工力強化事業費補助金繰越承認通知書

（補助事業者名）様

　令和　　年　　月　　日付けで繰越承認申請がありました高知県県産材加工力強化事業費補助金繰越承認申請書については、下記のとおり繰越しを承認しましたので、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第11条第２項の規定により通知します。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　　長

記

　　　　　　　　　繰 越 額　　　　　　　　　 　 円

第９号様式（第11条関係）

令和　　年　　月　　日

　高知県○○林業（振興）事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 所 在 地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高知県県産材加工力強化事業費補助金年度終了報告書

　令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　　第　　　号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、年度の事業を完了しましたので、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第11条第３項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

　１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

　２　年度終了報告書（別紙１のとおり）

　３　添付書類

　　　・契約書又は納品書等の写し

　　　・その他所長が必要があると認める書類

別紙１

高知県県産材加工力強化事業年度終了報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（上段：全体額　　中段：年度内執行額　　下段：繰越額）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業内容 | 着手年月日 | 完了予定年月日 | 事業費（円） | 財　源　内　訳　（円） | 備　　考 |
| 県補助金 | 林業・木材産業改善資金 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　（注）　１　「事業費」欄は、消費税込み額を記入し、「備考」欄に消費税額を記入してください。

２　事業内容は、別表の事業区分の加工力強化推進事業及びSCM推進事業においては具体的な事業内容を記入し、加工力強化整備事業については

「補助対象製材関連施設」の施設名を記入してください。

３　市町村から補助対象施設に対し補助がある場合は、「備考」欄に市町村事業の事業名及び補助金額を記入してください。